

# 学校法人会計基準の在り方に関する検討経過等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付



文部科学省

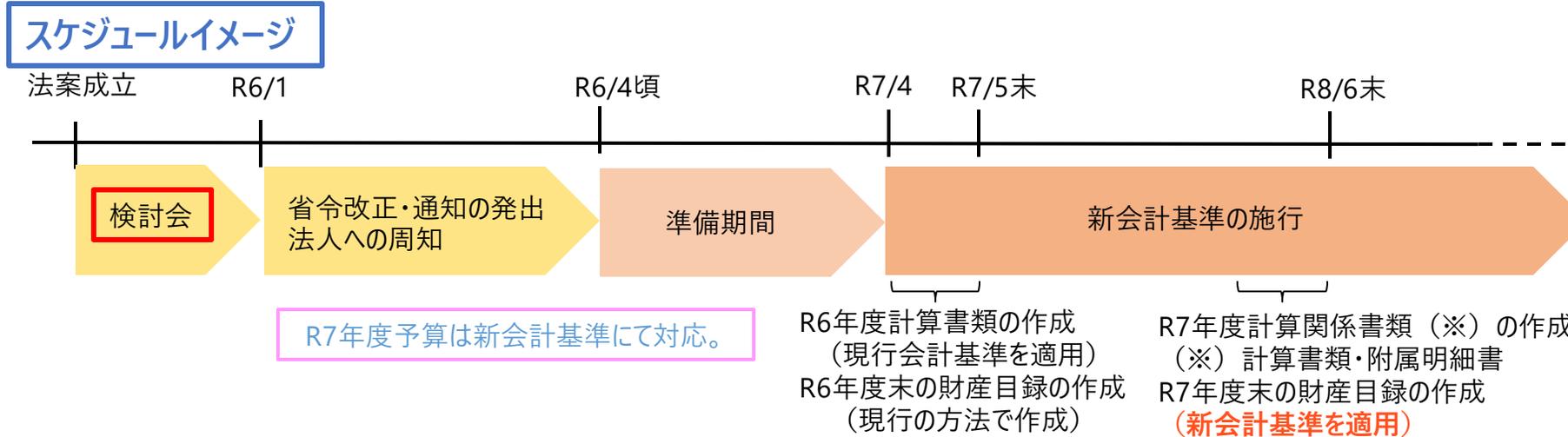
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 学校法人会計基準の改正について

- 改正私立学校法において、ガバナンス強化の観点から、現在の学校法人会計基準（以下、「会計基準」という。）を、私立学校振興助成法に基づく基準から、**私立学校法に基づく基準に位置づけ直す**こととなった。
- 現在の学校法人会計基準を、補助金の適正配分を主な目的とした基準から、**ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準**として整備する必要があることから、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」を設置し、検討を行った。

|             | 根拠        | 主な目的     | 適用対象                               |
|-------------|-----------|----------|------------------------------------|
| 現行の会計基準     | 私立学校振興助成法 | 補助金の適正配分 | 経常費補助を受ける学校法人<br>※実際にはほとんどの学校法人が対象 |
| <b>法改正後</b> |           |          |                                    |
| 新会計基準       | 私立学校法     | 情報開示     | 全ての学校法人<br>※準学校法人を含む               |



◆ 令和6年1月31日付で「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（以下、「報告書」）が取りまとめられ、文部科学省ホームページにて公表しています。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/126/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/126/mext_00029.html)

# 学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方（報告書第2）

## 1. 制度の設計理念・組織目的

- 私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。
- 学校法人制度は公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であると同時に、学校法人のもつ多様性を尊重する柔軟性をもった制度。

## 2. 制度創設時からの環境変化

- (1) 多様なステークホルダーの重要性の増加・・・会計基準・計算書類は多様なステークホルダーにより分かりやすい形へ。
- (2) 学校法人のガバナンス強化の要請・・・ガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。
- (3) 経営力強化の必要性の増加・・・計算書類は、運営者の経営判断に一層資するものとするのが望まれる。

## 3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化

- 令和5年度に成立した改正私立学校法において、会計基準の根拠が私立学校法に位置づけ。
- 学校法人会計基準をステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備する必要性。
- 大臣所轄学校法人等は計算書類、附属明細書及び財産目録のインターネット公表が義務付けられる等の情報公開の規定。

## 4. 改正私立学校法が想定するステークホルダー

- 学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を考慮し、従来の利害関係人の範囲（学生生徒やその保護者、職員、債権者等）にとどまらず、寄付者や産業界等、その範囲は広範に渡るものと解するべき。

## 5. 財務報告の目的・機能

- ステークホルダーの中でも特に「在学者その他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有する。
- 学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資する。

# 会計基準と計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（報告書第3\_1.）

## ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりに**セグメント情報**を追加。
- ✓ **財産目録の様式等**についても新会計基準で規定。

## 現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

### 計算書類

- ・資金収支計算書
  - ・資金収支内訳表 (※)
  - ・人件費支出内訳表 (※)
  - ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
  - ・事業活動収支内訳表 (※)
- ・貸借対照表
  - ・固定資産明細表
  - ・借入金明細表
  - ・基本金明細表

(※) 計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を  
求める書類として位置付ける

注記は計算書類の末尾  
に記載することを明示

利害関係者にとって著しく  
不利益となるおそれのある  
項目等、部分的に様式を  
変更したうえで附属明細書へ

(様式について法令上の定めなし)

・財産目録

新会計基準の一項目として、  
財産目録の作成基準を定める

## 新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

### 計算関係書類

#### 計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表
- ・注記事項
  - ・セグメント情報  
※学校、附属施設等の部門別の情報表示
  - ・子法人  
※私学法上の子法人に係る情報表示

#### 附属明細書

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録

※計算関係書類・財産目録は全て備置き・閲覧の対象となる（私立学校法）  
また、全てインターネットによる公表（★1）の対象とする方向（施行規則）

※計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査★2の対象とする方向（施行規則）

- ★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務
- ★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

# セグメント情報の在り方（報告書第3\_3.（2）（1/4））

## ポイント

- ✓ 内訳表に代わり、計算書類においてセグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報を表示する。
- ✓ セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい。
- ✓ 原則的な配分基準の策定は別途検討が必要であり、策定までの当分の間の取扱いを定める。

|      | セグメント情報  | 内訳表   |
|------|--|---|
| 趣旨   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 学校法人全体の経営状況に加えて、各学校等の個別の部門に関する情報開示</li> <li>✓ 学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること</li> </ul> |
| 区分   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各学校法人の業務内容等に応じた適切な区分（詳細は8頁）（一定の区分に基づくセグメント情報は全ての学校法人において共通に表示）</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 学校法人、各学校、研究所、各病院、農場等（資金収支内訳表については学部等に細分）</li> </ul>  |
| 配分基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 原則：経済実態をより適切に表す配分基準（新基準）（※1）</li> <li>✓ 例外：資金収支内訳表の配分基準（現行基準）（例外的な配分基準を採用できる期間については今後検討）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）</li> </ul>                             |
| 科目   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」等の小計科目</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 小科目まで表示（人件費支出内訳表はさらに細分）</li> </ul>   |
| 開示義務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 有</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無（法的義務は無いが平成16年通知（※2）により積極的な開示を推奨。約20%の学校法人においてHPで開示。（※3））</li> </ul>                      |
| 当分の間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 配分に関する新基準が策定されるまでの当分の間は、区分と配分基準について別途取扱いを定める（詳細は7頁）</li> </ul>                                      | —   |

（※1）原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要

（※2）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

（※3）日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告」（令和4年9月）P141

## （1）セグメント区分方法

|           | 考え方と具体的な内容   |
|-----------|--|
| 区分方法の考え方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校法人等の特徴を踏まえ、セグメント区分方法の考え方については、<b>拠点区分別（設置学校・附属施設別）</b>を採用</li> </ul>  |
| 区分        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各学校法人の業務内容等に応じた適切な区分</li> <li>■ 以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、<b>全ての学校法人等において共通に表示</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校</li> <li>② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校</li> <li>③ 病院</li> <li>④ その他（①②③いずれにも該当しないセグメント）</li> </ol> </li> <li>■ ②、③については複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメントとすることができる</li> </ul> |
| ④「その他」の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ④「その他」に含まれる<b>主要な事業等の内容について注記</b></li> <li>■ ④「その他」の区分に含まれる内容のうち、学校法人等の判断により必要とされるものについては、独立したセグメントとして表示することができる</li> </ul>   |
| 学校法人共通    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる</li> </ul>  |
| その他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表示すべきセグメントが、「その他」以外に<b>1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる</b><br/>（例：設置学校が1つの大学のみで病院がない場合、幼稚園と保育所のみの場合、高等学校と中学校のみで、一括して1つのセグメントとした場合等）</li> <li>■ <b>上記①～④に加えて、詳細なセグメントを設定するなど、学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、積極的な開示が望まれる。</b></li> </ul>  |

## （2）配分基準

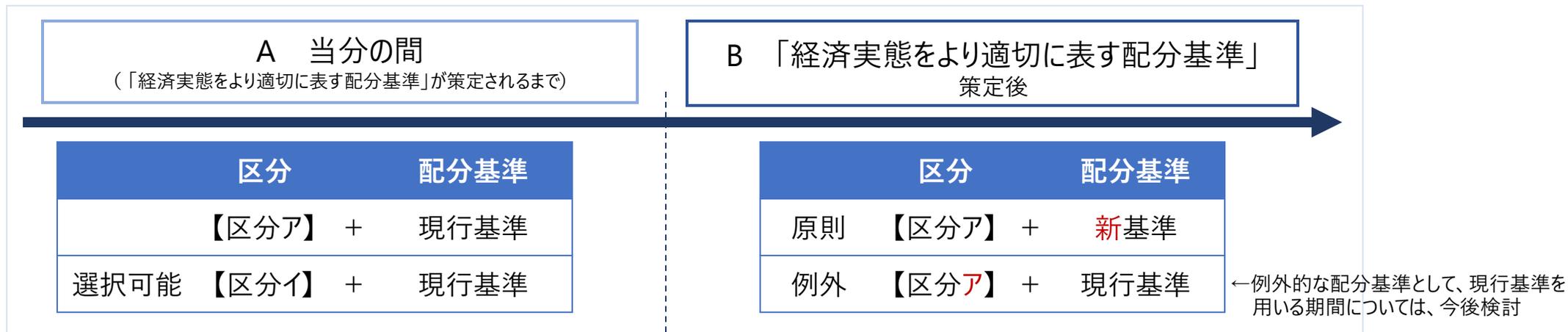
|          | 考え方と具体的な内容   |
|----------|--|
| 基本的な考え方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各セグメントの教育・研究等に投入される資源等を財務的に明らかにする機能も期待されているので、セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい</li> </ul>   |
| 原則的な配分基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現行の資金収支内訳表の配分基準は、本務教職員の人件費支出については、原則としてどの部門等の教職員として発令されているかにより計上することとされているなどにより、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えない<br/>⇒ 原則的な配分基準として学校法人等のセグメントごとの経済の実態をより適切に反映するための基準を採用</li> </ul> |
| 例外的な配分基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経常費補助金を受ける学校法人は1つの共通経費を2種類の基準で2回按分作業を行うこととなり、事務の負担が増加するとの懸念<br/>⇒ 事務負担への配慮から、学校法人等の判断で例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用可</li> </ul>  |
| 注記事項     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 採用した配分基準</li> <li>■ 配分方法等を変更した場合は、その旨や変更の理由等</li> </ul>   |

## （3）開示科目

- 長期的かつ安定的な運営状況を表す項目として、短期的及び長期的な収支均衡を表す**収支差額**を開示することが適当であるため、以下の科目を開示。  
「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」  
「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支差額」

## 【当分の間の取扱い】

- 原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」（新基準）の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要。
- 新基準が策定されるまでの当分の間は、「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準）を採用。
- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合には、「私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校」と「病院」を集約可能。



【区分ア】 原則的な集約可能範囲

| 科目            | 部門     |          |            |                        |    |     |
|---------------|--------|----------|------------|------------------------|----|-----|
|               | (何) 大学 | (何) 短期大学 | (何) 高等専門学校 | 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等 | 病院 | その他 |
| 教育活動収入計       |        |          |            |                        |    |     |
| 教育活動支出計       |        |          |            |                        |    |     |
| 教育活動収支差額      |        |          |            |                        |    |     |
| 教育活動外収支差額     |        |          |            |                        |    |     |
| 経常収支差額        |        |          |            |                        |    |     |
| 特別収支差額        |        |          |            |                        |    |     |
| 基本金組入前当年度収支差額 |        |          |            |                        |    |     |
| 基本金組入額合計      | △      | △        | △          | △                      | △  | △   |
| 当年度収支差額       |        |          |            |                        |    |     |

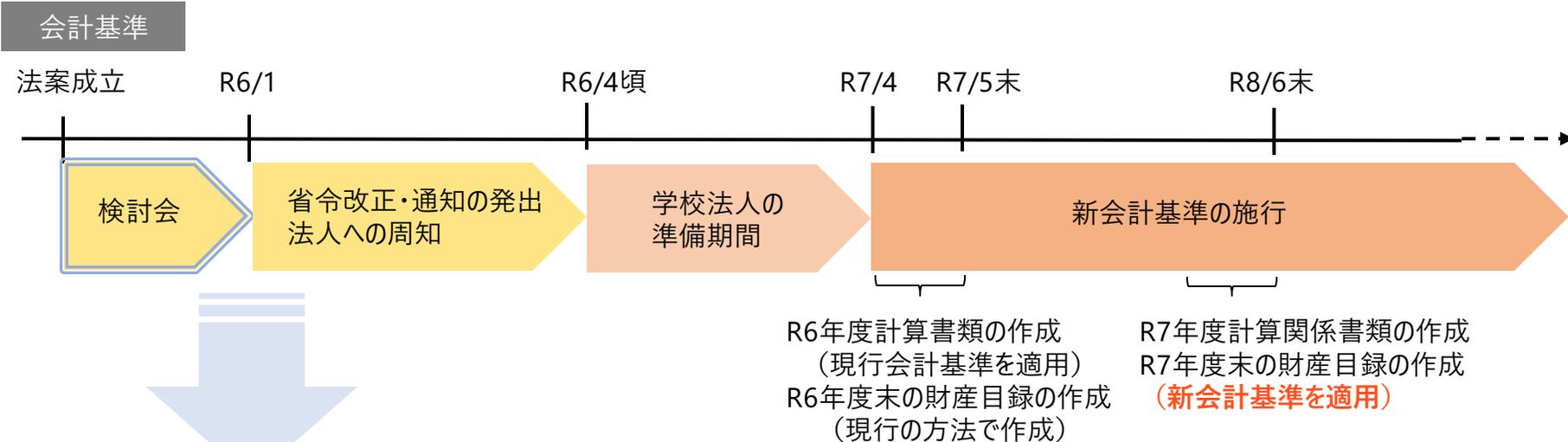
【区分イ】 例外的な集約可能範囲 ※病院は「大学・短大・高専」に含む

| 科目            | 部門       |                        |     |
|---------------|----------|------------------------|-----|
|               | 大学・短大・高専 | 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等 | その他 |
| 教育活動収入計       |          |                        |     |
| 教育活動支出計       |          |                        |     |
| 教育活動収支差額      |          |                        |     |
| 教育活動外収支差額     |          |                        |     |
| 経常収支差額        |          |                        |     |
| 特別収支差額        |          |                        |     |
| 基本金組入前当年度収支差額 |          |                        |     |
| 基本金組入額合計      | △        | △                      | △   |
| 当年度収支差額       |          |                        |     |

- ✓ 当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合のみ選択可能
- ✓ 原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、【区分ア】に移行

# 学校法人会計基準改正とセグメント配分基準の検討スケジュール（報告書第3\_6.・第4）

## スケジュール（イメージ）



R7年度予算は新会計基準にて対応。

一部の論点についてはワーキンググループを設置し継続して検討

セグメント情報の配分基準に関する論点スケジュール（イメージ）

